

☆寝屋川市☆

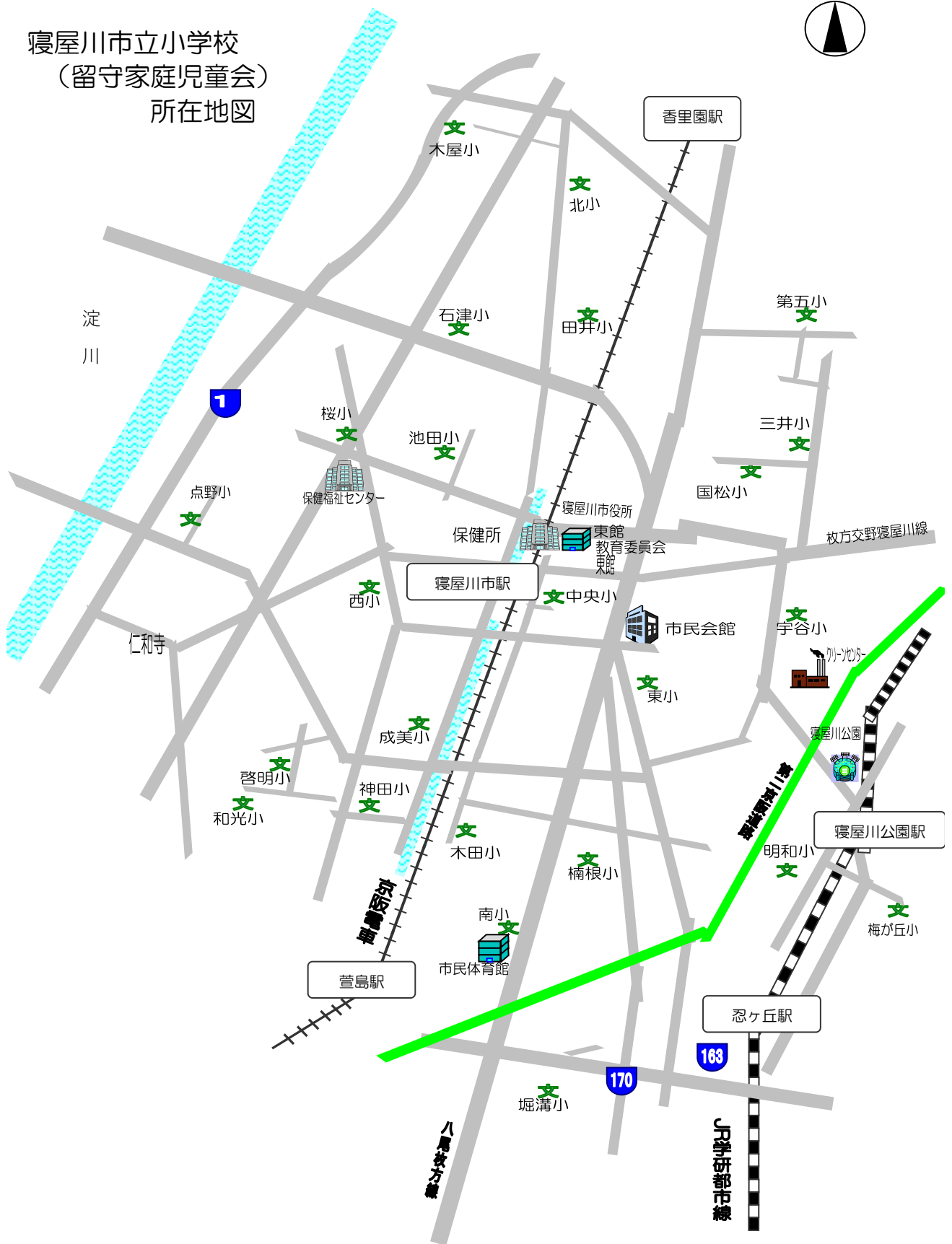
令和5年度 留守家庭児童会 入会のしおり



寝屋川市教育委員会 青少年課

TEL 072-813-0075 (直通)

寝屋川市立小学校 (留守家庭児童会) 所在地図



目的

留守家庭児童会は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

指導目標

- ① 健康な身体と豊かな情操を養うこと。
- ② 基礎的な生活習慣を身につけること。
- ③ 自主的な判断力と社会性を身につけること。

指導方針

- ① 指導員が児童一人一人の願いを正しく受け止め、個々の児童の自主性を尊重しながら、いろいろな集団活動を通じて仲間づくりを進めます。
- ② 遊びやスポーツ、創作・文化活動を通じて仲間意識を育て、児童の生き生きした集団活動を発展させていきます。
- ③ 日常生活を通して、一人一人が目標を持ち、集団活動の中で規律正しい生活習慣を身につけていきます。
- ④ 指導や運営に当たっては、保護者、各学校の教職員、地域との交流を通じて連携を深め、児童の健全育成に努めます。
- ⑤ 児童の指導に際しては、常に児童の健康、安全管理に努めます。

対象児童

寝屋川市の小学校に就学し、次の条件をすべて満たす児童。

- ① 保護者が労働等により年間を通じて1か月に15日以上、児童の健全な育成を必要としていること。(午後3時までには保護者が帰宅できる場合は除きます。)
 - ② 入会児童を保護者又は保護者にかわる大人が必ず送迎できること。
- ※ なお、上記①②に該当する場合であっても、医療的な配慮を必要とする児童については入会できない場合がありますので、事前に入会する留守家庭児童会へご相談下さい。

留守家庭児童会について

(1) 学校休業日

放課後～午後7時

(午後6時30分～午後7時は延長利用)

(2) 学校休業日(春・夏・冬休み、学校行事等の振替休業日)

午前9時～午後7時

(午後6時30分～午後7時は延長利用)

(3) 土曜日(利用申請必要、土曜日利用料が発生します)

午前9時～午後7時(12校で実施)

(午後6時30分～午後7時は延長利用)

【利用できる方】

保護者全員が土曜日に就労している等の事情がある場合

【利用にあたって】

- ① 入会申請書と合わせて、土曜日に就労等している証明等(保護者全員分)を添付のうえ申請して下さい。
- ② 年度途中に利用する場合は、届出事項変更申請書を提出して下さい。
(即日承認はできませんので、事前に申請して下さい。また、土曜日に就労等をしている就労証明等の提出も必要です。)
- ③ 利用する前週の木曜日までに、入会している各留守家庭児童会の「土曜日利用者受付簿」へ記入して下さい。(記入のない場合は利用できないことがあります)
- ④ 土曜利用できる留守家庭児童会は、P5表のとおりです。
(例) 東小留守家庭児童会所属児童
 ➡土曜日利用のみ中央小留守家庭児童会で保育
- ⑤ 児童の個人カードは土曜日実施校においても利用させていただきます。
- ⑥ 全校土曜開所日(年5回程度)は、入会している留守家庭児童会での実施となり、利用料は発生しません。

(4) 延長利用（利用申請必要、延長利用料が発生します）

学校休業日、学校休業日、土曜日のいずれの場合も、午後6時30分～午後7時は延長利用となります。

【利用できる方】

- ① 保護者の就労時間や通勤時間の関係で迎えの時間が午後6時30分を超える場合。
- ② 通勤電車の遅延、お迎えする方の急病等、緊急やむを得ない場合。

【利用にあたって】

- ① 入会申請書の延長利用申請欄の「□する」にチェックを入れて下さい。
- ② 年度途中で延長利用する場合は、届出事項変更申請書を提出して下さい。
- ③ 延長利用見込みのある方は、入会時に申請して下さい。

《お迎え時間の厳守について》

お迎えについては午後7時までの厳守をお願いします。

お迎えが午後7時を超える場合は、ファミリーサポートセンター（会員登録が必要な有償ボランティアの会員組織です。連絡先Tel839-8817）等の利用の検討もお願いします。

(5) 休会日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

暴風警報発令時や自然災害等による臨時休会日

開設場所

	名 称	住 所	電 話
1	東小留守家庭児童会	太秦元町2番1号	072-824-2811
2	西小留守家庭児童会	高柳3丁目1番27号	072-827-5753
3	南小留守家庭児童会	下木田町16番15号	072-822-1072
4	北小留守家庭児童会	寿町57番29号	072-832-0766
5	第五小留守家庭児童会	成田西町2番3号	072-835-4480 072-835-4481
6	成美小留守家庭児童会	錦町23番45号	072-828-4774
7	明和小留守家庭児童会	打上高塚町4番1号	072-820-3141
8	池田小留守家庭児童会	池田2丁目1番7号	072-828-2987
9	中央小留守家庭児童会	初町1番25号	072-822-1630
10	啓明小留守家庭児童会	高柳6丁目3番1号	072-829-6232
11	三井小留守家庭児童会	三井が丘3丁目7番3号	072-834-5668
12	木屋小留守家庭児童会	豊里町19番22号	072-833-8688
13	木田小留守家庭児童会	木田元宮1丁目17番1号	072-823-2245
14	神田小留守家庭児童会	東神田町27番1号	072-828-6595
15	堀溝小留守家庭児童会	堀溝3丁目10番8号	072-821-1603
16	田井小留守家庭児童会	田井西町9番1号	072-829-7519
17	桜小留守家庭児童会	池田新町3番23号	072-829-1677
18	点野小留守家庭児童会	点野5丁目26番1号	072-828-5135
19	和光小留守家庭児童会	黒原橘町30番1号	072-828-2718
20	国松緑丘小留守家庭児童会	国松町47番1号	072-822-9360
21	楠根小留守家庭児童会	楠根南町21番1号	072-823-4433
22	梅が丘小留守家庭児童会	梅が丘2丁目10番1号	072-823-0166
23	宇谷小留守家庭児童会	宇谷町8番1号	072-822-7855
24	石津小留守家庭児童会	石津元町8番1号	072-827-3663

土曜日開設場所 (※全校土曜開所日は入会している留守家庭児童会での保育です。)

中学校区	入会している留守家庭児童会	土曜日開設留守家庭児童会
一中校区	東小留守家庭児童会 中央小留守家庭児童会	中央小留守家庭児童会
二中校区	池田小留守家庭児童会 桜小留守家庭児童会	池田小留守家庭児童会
三中校区	北小留守家庭児童会 田井小留守家庭児童会	北小留守家庭児童会
四中校区	明和小留守家庭児童会 梅が丘小留守家庭児童会	明和小留守家庭児童会
五中校区	神田小留守家庭児童会 和光小留守家庭児童会	和光小留守家庭児童会
六中校区	第五小留守家庭児童会 国松緑丘小留守家庭児童会	第五小留守家庭児童会
七中校区	南小留守家庭児童会 堀溝小留守家庭児童会	南小留守家庭児童会
八中校区	西小留守家庭児童会 点野小留守家庭児童会	点野小留守家庭児童会
九中校区	成美小留守家庭児童会 啓明小留守家庭児童会	成美小留守家庭児童会
十中校区	三井小留守家庭児童会 宇谷小留守家庭児童会	宇谷小留守家庭児童会
友呂岐中校区	木屋小留守家庭児童会 石津小留守家庭児童会	木屋小留守家庭児童会
中木田中校区	木田小留守家庭児童会 楠根小留守家庭児童会	木田小留守家庭児童会

入会申請の手続き

【提出書類】

(1) 「留守家庭児童会入会（延長利用、土曜日利用）申請書」

申請書は各留守家庭児童会、ホームページ等にあります。

寝屋川市ホームページ(ページID：3797)からダウンロードできます。

(2) 「添付書類」

保護者が就労している場合	就労証明書	各留守家庭児童会、ホームページ等で配布しています。
保護者が就学中の場合	在学証明書	学校等でもらってください。
保護者が病気等の場合	医師の診断書等	病院等でもらってください。

① 提出枚数：入会児童1人につき、それぞれ申請書・証明書等1部

② 申込場所：入会を希望する各留守家庭児童会

必ず保護者が持参して下さい。

③ 申込期間：12月1日(木)～12月14日(水)《土・日曜日は除く》

申込時間：継続の方：月～金 午後0時30分～午後6時30分

新規の方：月～金 午後0時30分～午後2時30分、または
午後6時～午後7時

※ 申込期間終了後の入会申請は、令和5年2月20日(月)以降に随時受付します。

入会決定について

新規入会者：1月下旬に入会決定通知書を発送します。

継続入会者：2月中旬に入会決定通知書を発送します。

令和5年2月20日（月）以降に入会申請された方は約2週間後に入会の決定もしくは不決定を連絡いたします。

◎ 定員を超えた場合は、低学年を優先し、欠員が出るまで待機となります。

日常生活における注意事項

(1) 昼食について

- ① 学校の休業日（春、夏、冬休み、学校行事等の振替休業日）は、お弁当を持たせてください。（昼食の用意はありません。）
- ② 現金は持たせないで下さい。

(2) 児童の送迎について

- ① 午後6時30分(延長利用の方は午後7時)までに必ず保護者又は保護者にかわる大人がお迎えにきて下さい。
- ② 学校の休業日（春、夏、冬休み、学校行事等の振替休業日）には、保護者、又は保護者にかわる大人が必ず児童を保育室まで送迎し、送迎して下さい。
- ③ 自家用車での送迎は、近隣住民の迷惑となりますので、ご遠慮下さい。

(3) 児童の健康管理について

- ① 留守家庭児童会において生じたけがは、保護者に連絡した上で、必要な対応を行います。

(4) 留守家庭児童会のお休みについて

- ① 習い事などで、お休みされるときは、必ず留守家庭児童会にその旨を連絡して下さい。

(5) 緊急時について

- ① 緊急を要するけが等については、保護者への連絡とあわせ、救急車等により病院へ搬送します。
- ② 事故、けがや発熱等の場合は、早急にお迎えに来て下さい。

(6) メールねやがわ（安全・安心メール一斉配信サービス）の登録について

新型コロナウイルス感染症による休会情報などは、メールねやがわ「校区情報」にてお知らせしますので、必ず登録して下さい。

(7) その他

児童の日常生活での留意点等ある場合は、必ず留守家庭児童会にお伝えて下さい。

利用料金について

【保育料】

- ① 児童 1 人につき 月額 7,000 円
- ② 減額措置を受けている世帯 月額 5,000 円
- ③ 2人以上の児童が入会している世帯 最年少の児童以外の入所児童は月額 3,500 円
- ④ 免除措置を受けている世帯 免除
- ⑤ 月途中の入退会の場合

月の16日以降に入会、または15日までに退会された場合は、その月の保育料は2分の1になります。

【延長利用料】

- ① 1 回 100 円 (月上限 1,000 円)
- ② 保育料の減額措置を受けている方 1 回 50 円 (月上限 500 円)
- ③ 保育料の免除措置を受けている方 免除

【土曜日利用料】

- ① 1 回 300 円
- ② 保育料の減額措置を受けている方 1 回 150 円
- ③ 保育料免除措置を受けている方 免除

※ 保育料の減免申請については P10 を参照して下さい。

【その他】

保護者負担として、おやつ代金、スポーツ保険等があります。
支払いについては、各保護者会にご確認下さい。

留守家庭児童会保育料の減免について

- (1) 減免手続きは入会決定後、保護者による申請制となっております、5月下旬頃に各児童会及び市ホームページからご案内します。なお、生活保護世帯の免除申請は、2月の新規入会者説明会後から受け付けております。

保育料	減免要件
免除 0円	生活保護法による被保護世帯
	該当年度の市町村民税が非課税の世帯
	該当年度の市町村民税のうち均等割のみが課税されている世帯
減額 月額 5,000円	該当年度の市町村民税課税標準額の合計が160万円未満の世帯
	母子・父子世帯で、入会年度の市町村民税課税標準額が210万円未満の世帯
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは療育手帳の交付を受けている世帯で、入会年度の市町村民税課税標準額の合計が210万円未満の世帯

- ※1 令和5年1月1日時点で寝屋川市に住民票がなく、生活保護受給世帯でない方は令和5年1月1日時点の市町村で発行される課税証明書類が必要となります。
- ※2 生計を一にする世帯から2人以上の児童が入会している世帯は、原則、最年少の児童以外の入所児童の保育料を3,500円に減額します。手続きは不要です。

- (2) 4月から納付いただいた保育料は、減免が決定されれば、4月に遡って決定保育料との差額を還付いたします。

なお、減免申請書の提出が受付期間を超えた場合（7月以降の場合）は、提出月からの減免適用となり、4月に遡っての還付はいたしませんので、注意して下さい。

保育料・延長利用料・土曜日利用料の納入方法について

- ① 入会の際にお渡しする口座振替用紙に必要事項を記入のうえ、寝屋川市の指定金融機関（P.12 参照）で口座振替を利用する手続きを行って下さい。
- ② 口座振替の手続きが完了されていない方は納付書をお渡ししますので、納付期日までに納入してください。納入場所は寝屋川市指定の金融機関及び各シティステーション（ねやがわ・香里園・萱島・西・東）、堀溝サービス窓口です。
- ③ 口座振替日は、利用月の末日（土日祝日の場合は翌営業日）です。
※ 振替日の前日までに入金をして下さい。
- ④ 土曜日利用料と延長利用料は翌月保育料と合算での口座振替となります。

シティ・ステーション名	営業時間・開庁日
ねやがわシティ・ステーション	午前9時～午後8時まで (年末年始を除く) ※土曜日が祝日の場合は開所
香里園シティ・ステーション	平日 午前8時～午後8時まで 土曜日 午前8時～午後1時まで (祝日、年末年始を除く) ※土曜日が祝日の場合は開所
西シティ・ステーション	
東シティ・ステーション	
萱島シティ・ステーション	
堀溝サービス窓口	平日 午前10時～午後5時まで (土日、祝日、年末年始を除く)

留守家庭児童会保育料口座振替（自動払込）取扱金融機関一覧表

令和5年4月1日現在

金 融 機 関	金 融 機 関
りそな銀行	ゆうちょ銀行・郵便局
三菱UFJ銀行	京都信用金庫
みずほ銀行	大阪信用金庫
関西みらい銀行	近畿労働金庫
三井住友銀行	大阪厚生信用金庫
京都銀行	北おおさか信用金庫
徳島大正銀行	大同信用組合
池田泉州銀行	成協信用組合
四国銀行	ミレ信用組合
枚方信用金庫	近畿産業信用組合
大阪シティ信用金庫	北河内農業協同組合
	九個荘農業協同組合

保育料等の滞納について

3か月以上保育料を滞納された場合、留守家庭児童会の利用停止となる場合がありますので遅れずに納付して下さい。納付困難な場合は必ず青少年課まで納付相談をお願いします。

※なお、退会の手続きを行わない限り、利用が無くても保育料は発生しますので、
ご注意ください。

また、滞納については、財産調査・差押え等の処分を行うことがあります。

退会の手続き

- (1) 退会する場合は、各留守家庭児童会に備えている「留守家庭児童会退会届」に必要事項を記入し、各留守家庭児童会に提出して下さい。
- (2) 月途中の退会の場合、毎月15日までの退会はその保育料月額が2分の1、16日以降の退会はその保育料月額は全額が必要となります。
- (3) 退会予定日の10日前までに提出してください。提出が遅れますと、入会期間に応じた保育料が発生しますのでご注意ください。

コロナ感染防止対策について

- (1) 各留守家庭児童会施設につきましては、保育終了後のほか随時テーブルや部屋のアルコール消毒を行っております。
- (2) 送迎の際は、マスク着用、手洗い等を行ったうえで、短時間の送迎にご協力をお願いします。
- (3) 児童に発熱等がある場合や、同居家族が陽性の場合などは、感染拡大防止のため、留守家庭児童会の利用をご遠慮していただいております。